

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第2条関係） 環境生活事務関係手数料				別表第3（第2条関係） 環境生活事務関係手数料			
事務	名称	金額	指定試験 機関等	事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]				[略]			
2の4 [略]	[略]			2の4 [略]	[略]		
				2の5 <u>汚染土壌処理業に 関する省令(平成21年環境省令 第10号)第14条第2項の規定 に基づく許可証の書換え</u>	<u>汚染土壌処理 業許可証書換 え手数料</u>	1,400円	
				2の6 <u>汚染土壌処理業に 関する省令第14条第2項の規 定に基づく許可証の再交付</u>	<u>汚染土壌処理 業許可証再交 付手数料</u>	1,400円	
3 [略]	[略]			3 [略]	[略]		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。